

表 送金上限額に関する変更のポイント

項目	通達発出前	通達発出後（1月4日以降）
対象企業	(1) 内需志向型の製造業 (2) サービス業	
支払い対象	研修費用、コンサルティング費用、監査費用、認証取得費用、コミッション費用、検査費用、査定費用のような、海外企業への契約に基づく支払い	
送金上限額	前年度の年間売り上げの1%相当額	前年度の年間売り上げ（確定申告時の所得額）の1%相当額または10万ドルの、いずれか高い方の金額

(出所) バングラデシュ中央銀行